

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、中小企業者等の事業経営に必要な運転・設備資金を供給し、経営の安定と企業体質の強化に資することを目的とした融資に関して、宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成9年4月1日施行。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要事項を定めるものとする。

(資金の取扱い)

第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 一般資金

イ 目的

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

本資金の融資を受けることにより経営の安定を図れる見通しのある中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの

(イ) 経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの

(ロ) 経済の変動等外部要因により経営が不安定化しているもの

ハ 資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ 融資の条件

(イ) 融資限度額 一企業 8,000万円

(ロ) 融資利率 長期資金（1年を超えるもの） 年 1.90%

短期資金（1年以内のもの） 年 1.50%

(ハ) 償還期間 運転資金 7年以内（据置 1年以内）

設備資金 10年以内（据置 1年以内）

(ニ) 償還方法 原則として月賦均等返済

(ホ) 保証人 原則として法人代表者以外不要

(ヘ) 担保 取扱金融機関又は宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）所定

(ト) 信用保証料 協会所定

(2) 経営環境変化対策資金（セーフティネット資金）

イ 目的

経済環境の変化等外部要因により経営の安定に支障を生じている中小企業者等のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものに対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもの

ハ 認定

認定を受けようとする中小企業者等は、所定の認定申請書を市町村長に提出し、その認定を受けるものとする。

ニ 資金の使途

運転資金及び設備資金

ホ 融資の条件

(イ) 融資限度額 一企業 8,000万円

- (ロ) 融資利率
 - a 法第2条第5項第1号から第4号及び第6号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、年1.30%
 - b 法第2条第5項第5号、第7号及び第8号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、年1.30%
- (ハ) 償還期間
 - 運転資金 10年以内(据置 2年以内)
 - 設備資金 10年以内(据置 2年以内)
- (ニ) 償還方法
 - 原則として月賦均等返済
- (ホ) 保証人
 - 原則として法人代表者以外不要
- (ヘ) 担保
 - 取扱金融機関又は協会所定
- (ト) 信用保証料
 - 信用保証付とし、保証料は協会所定

(3) 経営環境変化対策資金(危機関連対策資金)

イ 目的

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者等のうち、法第2条第6項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けたものに対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

法第2条第6項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けたもの

ハ 認定

認定を受けようとする中小企業者等は、所定の認定申請書を市町村長に提出し、その認定を受けるものとする。

ニ 資金の使途

運転資金及び設備資金

ホ 融資の条件

- (イ) 融資限度額
 - 一企業 8,000万円
- (ロ) 融資利率
 - 年 1.30%
- (ハ) 償還期間
 - 運転資金 10年以内(据置 2年以内)
 - 設備資金 10年以内(据置 2年以内)
- (ニ) 償還方法
 - 原則として月賦均等返済
- (ホ) 保証人
 - 原則として法人代表者以外不要
- (ヘ) 担保
 - 取扱金融機関又は協会所定
- (ト) 信用保証料
 - 信用保証付とし、保証料は協会所定

(4) 伴走支援型特別資金

イ 目的

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。

ロ 融資の対象

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者等

- (イ) 法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること(注1)
- (ロ) 法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(注1)
- (ハ) 次の①又は②aからfのいずれかに該当すること(注1)注2)

① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

- ② a 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
- b 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
- c 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
- d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- f 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

(注1) 法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

(注2) 法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。

ハ 認定

認定を受けようとする中小企業者等は、所定の認定申請書を市町村長に提出し、その認定を受けるものとする。

ニ 申込方法

金融機関経由による保証に限る。

ホ 融資の手続

融資を受けようとする中小企業者等は、取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか、ロ(イ)及び(ロ)については、次の(イ)及び(ロ)、ロ(ハ)については次の(ロ)及び(ハ)の書面を添付するものとする。ただし、経営者保証免除対応(以下「免除対応」という。)(注3)を適用する場合にあっては次の(二)の所定の書面を加えて添付するものとする。

(イ) 法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村長の認定書

(ロ) 経営行動計画書(以下の内容を満たすもの又は含むものとする。)

- a 計画を策定した日に属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- b 申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
- c 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
- d 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。

(ハ) 以下のいずれかの確認書(ロ(ハ)の資格要件に対応するもの)

- a 売上高減少要件確認書
- b 売上高総利益率減少要件確認書
- c 売上高営業利益率減少要件確認書

(二) 経営者保証免除対応確認書

(注3) 次のa及びbを満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより本制度における免除対応を適用することができる。

- a 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
- b 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと

へ 金融機関の責務及び報告

- (イ) 金融機関は、原則として、四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (ロ) 金融機関は、中小企業者等に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (ハ) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回、中小企業者等の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。
 なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、協会を經由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

ト 取扱期間

令和3年4月1日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたものとする。

チ 資金の使途

- ロ (イ) 及び (ロ) については、経営安定に必要な運転資金及び設備資金。ロ (ハ) については、運転資金及び設備資金。ただし、借換えは、原則として県中小企業制度融資によるものに限る。

リ 融資の条件

- (イ) 融資限度額 一企業 1億円
- (ロ) 融資利率 年1.60%以内
- (ハ) 償還期間 一括返済(運転資金・設備資金) 1年以内
 分割返済(運転資金・設備資金) 10年以内(据置 5年以内)
- (ニ) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人を徴求しない。また、本制度における免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。
- (ホ) 担保 必要に応じて徴求
- (ヘ) 信用保証料及び信用保証料補助

(1) 通常保証料率

信用保証料補助 ロ (イ) 及び (ロ) については、借入金額に対し、0.85%とし0.65%に相当する額を国が補助する。

ロ (ハ) については、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。

ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
補助(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

(2) 免除対応適用（注3）の場合

ロ（イ）及び（ロ）については、借入金額に対し、1.05%（前記（1）から0.2%上乗せ）とし、0.85%に相当する額を国が補助する。

ロ（ハ）について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
補助(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
補助(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

ただし、（1）及び（2）における条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助対象外とする。

(ト) その他

本資金は、全国统一保証制度（伴走支援型特別保証制度要綱）の対象であり、伴走支援型特別保証制度の適用に係る手続等については本制度要領のほか、協会において別に定める伴走支援型特別保証制度要綱によるものとする。

ヌ 借換えの特例

借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の保証に係る既往借入金をロの（イ）で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。

法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

(5) 流動資産担保活用資金

イ 目的

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

事業者に対する売掛債権又は棚卸資産（以下「流動資産」という。）を保有する中小企業者等
なお、流動資産は、法第3条の4第1項に規定する流動資産とする。

ハ 資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ 融資の条件

- (イ) 定義 根保証型とは、中小企業者等が有する流動資産を担保として金融機関の当座貸越について、あらかじめ一定の極度額及び融資期間を定め、その範囲内において反復継続して行われる貸付けをいう（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）。また、個別型とは、中小企業者等が有する売掛債権を担保とした金融機関の一本の手形貸付について行われる貸付けをいう。
- (ロ) 融資方式 根保証型及び個別型とする。
- (ハ) 融資限度額 一企業 8,000万円以内
なお、保証割合は、融資金額の80%とする。
- (ニ) 融資利率 年 1.45%
- (ホ) 償還期間
- a 根保証型 1年間
ただし、更新は妨げない。また、保証期間内に生じた貸越の返済期日が保証期間の終期後に到来することも差し支えない。
- b 個別型 1年以内
- (ヘ) 返済方法
- a 根保証型
- (a) 約定弁済又は非約定弁済（随時弁済）のいずれも差し支えないこととする。
- (b) 約定弁済の場合は、毎月又は3か月に1回以上の返済があることとし、最長期間は5年以内とする。
- (c) 非約定弁済（随時弁済）の場合は、年1回以上の返済があることとし、期日一括返済形式は避けることとする。
- (d) 返済は、別口座又は貸越口座のいずれも差し支えないこととする。
- (e) 利息は、別口座又は貸越口座から、原則として3か月に1回以上定期的に返済があることとする。
- b 個別型
返済引当とした売掛債権の支払期日に一括して返済するものとする。ただし、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とすることを認める。
また、この場合、個々の売掛債権の支払期日が到来する都度、返済することができるものとする。
- (ト) 貸付形式
- a 根保証型 当座貸越
- b 個別型 手形貸付
- (チ) 保証人 徴求しないこととする
- (リ) 担保 融資申込人の有する流動資産を譲渡担保とする。
ただし、個別型の場合は、売掛債権のみを譲渡担保として徴求する。
- (ヌ) 対抗要件具備方法等 売掛債権（手形債権及び電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第15条に規定する電子記録債権をいう。）を除く。）については、民法（明治29年法律第89号）第467条の規定に基づく「確定日付のある通知又は承諾」に加えて、現在及び将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がされたもの又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「動産債権譲渡特例法」という。）第4条に規定する「債権譲渡登記」とする。
棚卸資産については、動産債権譲渡特例法第3条に規定する「動産譲渡登記」とする。ただし、登記に加えて民法の占有改定又は指

図による占有移転による対抗要件を具備することもできるものとする。また、電子記録債権については、電子記録債権法第17条に規定する譲渡記録とする。

- (ル) 信用保証料 信用保証付とし、信用保証料及び手続は協会所定とする。
- (ヲ) その他 融資の手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める流動資産担保融資保証制度要綱及び事務取扱要領によるものとする。

(6) 経営力強化サポート資金

イ 目的

中小企業者等の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、金融と経営支援の一体的取組を推進することで、その経営力の強化に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

次のいずれかに該当するもの。

- (イ) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等
- (ロ) (イ)のうち、法第2条第5項第5号の規定による認定を受けている中小企業者等

ハ 認定

ロ(ロ)により融資を受けようとする中小企業者等は、所定の認定申請書を市町村長に提出し、認定を受けるものとする。

ニ 融資の手続

融資を受けようとする中小企業者等は、取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、事業行動計画書、ロ(ロ)にあつては市町村長の認定書も併せて添付するものとする。

ホ 金融機関の責務並びに報告及び協会によるEBPMに伴う情報提供

- (イ) 金融機関は、原則として、四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (ロ) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (ハ) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回、中小企業者等の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況、財務状況及び金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。

なお、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、協会は、協会において別に定める経営力強化保証制度要綱に規定する事項を経済産業省に送付するものとし、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

- (ニ) 金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

ヘ 資金の用途

運転資金及び設備資金

ただし、ロ(ロ)にあつては、既往の県制度融資資金のうち、新型コロナウイルス感染症関連資金を借り換える場合に限る。

なお、新型コロナウイルス感染症関連資金とは、新型コロナウイルス感染症対応資金、伴走支援型特別資金、経営環境変化対策資金(セーフティネット資金)のうち法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)認定による借入金、同資金のうち

同項第5号認定であつて令和2年2月1日から令和3年12月31日までに協会が保証申込受け付けし、かつ融資実行された借入金及び経営環境変化対策資金（危機関連対策資金）のうち新型コロナウイルス感染症に係る借入金とする。

ト 融資の条件

(イ) 融資限度額	一企業 8,000万円
(ロ) 融資利率	年 1.60% ただし、ロ(ロ)にあつては 年 1.30%
(ハ) 償還期間	運転資金 5年以内(据置 1年以内) 設備資金 7年以内(据置 1年以内) ただし、既往の信用保証付き県制度融資資金（宮城県中小企業経営安定資金、宮城県中小企業産業振興資金、宮城県環境安全管理対策資金及び宮城県小口事業資金等）の旧債返済を行う場合は10年以(据置1年以内)とする。
(ニ) 償還方法	原則として月賦均等返済
(ホ) 保証人	原則として法人代表者以外不要
(ヘ) 担保	取扱金融機関又は協会所定
(ト) 信用保証料	協会所定
(チ) その他	本資金は全国統一保証制度（経営力強化保証制度）の対象であり、 <u>経営力強化保証制度の適用に係る手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める経営力強化保証制度要綱によるものとする。</u>

(7) 連鎖倒産防止資金

イ 目的

倒産企業に対し売掛債権等を有し、当該資金の導入によって連鎖倒産の防止を図ることができる中小企業者等に対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

負債総額1,000万円以上の倒産企業に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等（手形を含む。）を有している又は当該倒産企業との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者等で知事の認定を受けたもの

ハ 認定

融資を受けようとする中小企業者等は、様式第1号の認定申請書を知事に提出し、認定を受けるものとする。

なお、当該認定書の有効期限は、認定の日から1年間とする。

ニ 資金の用途

運転資金（ただし、回収不能・回収困難債権額の範囲内とする。）

ホ 融資の条件

(イ) 融資限度額	一企業 8,000万円
(ロ) 融資利率	年 1.60%
(ハ) 償還期間	運転資金 10年以内(据置 2年以内)
(ニ) 償還方法	原則として月賦均等返済
(ホ) 保証人	原則として法人代表者以外不要
(ヘ) 担保	取扱金融機関又は協会所定
(ト) 信用保証料	協会所定

(8) 経営改善サポート借換資金

イ 目的

経済環境の変化等により既往の県制度融資資金の償還が負担となっている中小企業者等に対し、長期の借換資金を融通することにより、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

原則として、既往の信用保証付き県制度融資資金（宮城県中小企業経営安定資金、宮城県中小企業産業振興資金、宮城県環境安全管理対策資金及び宮城県小口事業資金等）の旧債返済を行うことにより、企業の再建及び持続的発展が見込まれる中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 借換保証制度を適用できるもの
- (ロ) 法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもの

ハ 認定

ロ(ロ)により融資を受けようとする中小企業者等は、所定の認定申請書を市町村長に提出し、認定を受けるものとする。

ニ 資金の使途

運転資金及び設備資金（ただし、設備資金は、取引先の倒産や変更等により既存設備の変更が必要な場合などに限る。）

ホ 融資の条件

- (イ) 融資限度額 一企業 8,000万円
- (ロ) 融資利率
 - a ロ(イ)にあつては、
 - 長期資金（1年を超えるもの） 年 1.90%
 - 短期資金（1年以内のもの） 年 1.50%
 - b ロ(ロ)のうち法第2条第5項第1号から第4号及び第6号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、
 - 年 1.30%
 - c ロ(ロ)のうち法第2条第5項第5号、第7号及び第8号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、
 - 年 1.30%
- (ハ) 償還期間 運転資金 10年以内（据置 2年以内）
設備資金 10年以内（据置 2年以内）
- (ニ) 償還方法 原則として月賦均等返済
- (ホ) 保証人 原則として法人代表者以外不要
- (ヘ) 担保 取扱金融機関又は協会所定
- (ト) 信用保証料 協会所定
- (チ) その他 借換保証制度の適用に係る手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める借換保証制度要綱によるものとする。

(9) 中小企業再生サポート資金

イ 目的

厳しい経済情勢の中で経営環境の悪化しつつある中小企業者等が再生を図ろうとする際に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

次のいずれかに該当するもの

- (イ) 宮城県中小企業活性化協議会又は宮城県産業復興相談センターの支援を受けて、再生計画・事業計画の策定及び実行に取り組むもの
- (ロ) 特定認証紛争解決手続（認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第4号に規定するものをいう）であつて、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第49条第1項の規定により認定を受け

- たものによって行われる再生に関する紛争手続き) によって再生を図ろうとするもの
- (ハ) 認定支援機関(産業競争力強化法第134条第2項の認定支援機関)の指導又は助言を受け再生を図ろうとするもの
- (ニ) 法的な再生手続きを利用し再生を図ろうとするもので次のa、b及びcのいずれにも該当するもの
- a 次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの
- (a) 再生事件又は更生事件に係属しているもの
- (b) 民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く)
- b 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの
- c 次の(a)又は(b)のいずれにも該当するもの
- (a) 金融機関及び取引先から取引の支援を得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること
- (b) 償還が見込まれること

ハ 資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ 融資の条件

- | | |
|-----------|---|
| (イ) 融資限度額 | 一企業 8,000万円 |
| (ロ) 融資利率 | 年 1.90%以内 |
| (ハ) 償還期間 | 運転資金 10年以内(据置 2年以内)
設備資金 10年以内(据置 2年以内) |
| (ニ) 償還方法 | 原則として月賦均等返済 |
| (ホ) 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 |
| (ヘ) 担保 | 取扱金融機関又は協会所定 |
| (ト) 信用保証料 | 協会所定 |
| (チ) その他 | a ロ(ロ)及び(ハ)に係る手続きについては、本制度要領のほか、協会において別に定める事業再生円滑化関連保証(特定非営利活動法人は除く。)に係る保証事務取扱いによるものとする。
b ロ(ロ)及び(ハ)の保証割合は、融資金額の80%とする。
c ロ(ニ)に係る手続きについては、本制度要領のほか、協会において別に定める事業再生保証制度要綱に係る保証事務取扱いによるものとする。 |

(10) 災害復旧対策資金

イ 目的

災害により事業活動に支障を生じている中小企業者等に対し、資金の融通を円滑にし、災害の早期復旧を促進し経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

(イ) 一般枠

「災害救助法」の適用を受けたもの又はこれに準ずる災害として知事が特に認めたものとして、知事が指定した災害により被害を受けた中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの。

- a 施設・設備等の損壊が発生していること。
- b 取引先の被災による等、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること。

ハ 認定

(イ) 一般枠

- a ロ (イ) a については様式第2号の1の認定申請書を市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長に提出し、認定を受けるものとする。
- b 市町村長が発行する罹災証明書の交付を受けた中小企業者等は、その証明をもって様式第2号の1の認定書に代えることができる。
- c ロ (イ) b については様式第2号の2の認定申請書を知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長に提出し、認定を受けるものとする。

ニ 取扱期間

(イ) 一般枠

取扱期間は、災害発生日から3か月間とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事が別に定める期間とする。

ホ 資金の使途

災害復旧に要する運転資金及び設備資金

ヘ 融資の条件

(イ) 一般枠

- a 融資限度額 一災害 5,000万円
(ただし、一企業につき2億8,000万円までとする。)
- b 融資利率 年 1.60%以内
なお、災害関係保証が適用となる場合にあっては、年 1.55%以内
- c 償還期間 運転資金 10年以内 (据置 2年以内)
設備資金 10年以内 (据置 2年以内)
- d 償還方法 原則として月賦均等返済
- e 保証人 原則として法人代表者以外不要
- f 担保 取扱金融機関又は協会所定
- g 信用保証料 協会所定

(11) みやぎ中小企業復興特別資金

イ 目的

東日本大震災により被害を受け事業活動に支障が生じている中小企業者等に対し、資金の融通を円滑にし、再建復興を促進し経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの。

- (イ) 施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること。
- (ロ) 震災の影響を受けた後の最近3か月間の売上高又は販売数量 (建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。) が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること。

ハ 認定

- (イ) ロ (イ) については市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けるものとする。
- (ロ) ロ (ロ) については市町村長から東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号) 第128条第1項第1号による認定を受けるものとする。

ニ 対象区域

下記に掲げる区域外の市町村長から罹災証明書等の交付を受けたものは、次の (イ) 又は (ロ) の資金に限るものとする (保証申込受付時点において下記に掲げる区域内に事業所を有するものを除く)。

- (イ) 本資金に係る既往借入金の範囲内の額による借換資金
- (ロ) a 又は b に係る債務の返済資金 (ただし、自己資金や他の借入金等を合わせて当該債

務の完済が見込まれる場合に限る。)

- a 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第16条第1項第1号の規定により買取りをした債権
- b 宮城産業復興機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項の要件を定める省令(平成24年経済産業省令第11号)第2条第4号イの規定により買取りをした債権

対象となる区域

仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、松島町、利府町、塩竈市、岩沼市

ホ 融資の手続

融資を受けようとする中小企業者等は、取扱金融機関及び信用保証協会所定の申込資料のほか、市町村長が発行する罹災証明書又は認定書及び東日本大震災復興緊急保証制度の利用に係る理由書を添付するものとする。

ヘ 取扱期間

取扱期間は、資金取扱開始日から令和7年3月31日までの融資実行分とする。

ト 資金の使途

経営安定に必要な運転資金及び設備資金(事業再建に必要な資金を含む)

チ 融資の条件

- | | | |
|-----------|-------------------|----------------|
| (イ) 融資限度額 | 一企業 | 8,000万円 |
| (ロ) 融資利率 | 年 | 1.50% |
| (ハ) 償還期間 | 運転資金 | 15年以内(据置 3年以内) |
| | 設備資金 | 15年以内(据置 3年以内) |
| (ニ) 償還方法 | 原則として月賦均等返済 | |
| (ホ) 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 | |
| (ヘ) 担保 | 取扱金融機関又は協会所定 | |
| (ト) 信用保証料 | 信用保証付きとし、保証料は協会所定 | |

(12) 二重債務対策資金

イ 目的

東日本大震災により被害を受け、二重債務により事業再生が困難となっている中小企業者等に対し、資金の融通を円滑にし、早期の復旧・復興に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

宮城産業復興機構投資事業有限責任組合又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)の債権買取等の支援を受けるもの

ハ 資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ 融資の条件

- | | | |
|-----------|--------------------------------------|----------------|
| (イ) 融資限度額 | 一企業 | 10,000万円 |
| (ロ) 融資利率 | 年 | 1.00% |
| (ハ) 償還期間 | 運転資金 | 15年以内(据置 3年以内) |
| | 設備資金 | 15年以内(据置 3年以内) |
| (ニ) 償還方法 | 原則として月賦均等返済 | |
| (ホ) 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 | |
| (ヘ) 担保 | 取扱金融機関所定 | |
| (ト) その他 | a 本資金の融資に当たっては、信用保証付きとすることができるものとする。 | |

- b 本資金の融資に当たっては、震災支援機構による債務保証を活用することができるものとし、必要な事項は取扱金融機関と同機構との協議により定めるものとする。

(13) 緊急経済変動対策資金

イ 目的

経済情勢の変化等外部要因により一時的に業況の悪化を来している中小企業者等に対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

燃料費高騰、原材料高騰に起因するもので、次のいずれかに該当するもの。

- (イ) 最近3か月間の売上高に占める製造原価（売上原価、工事原価等の類するものを含む。以下同じ。）の割合が、前年の同期と比較して10%以上増加している中小企業者等
(ロ) 最近3か月間の売上高に占める製造原価の割合が、前年の同期と比較して5%以上増加し、かつ前々年の同期と比較して10%以上増加している中小企業者等

ハ 認定

融資を受けようとする中小企業者は、様式第3号の資格要件確認票を融資申込時に取扱金融機関に提出するものとする。

ニ 資金の使途

運転資金及び設備資金（ただし、設備資金は、燃料費の削減につながる既存設備の変更などの場合に限る。）

ホ 融資の条件

- | | |
|-----------|--|
| (イ) 融資限度額 | 一企業 8,000万円 |
| (ロ) 融資利率 | 年 1.45% |
| (ハ) 償還期間 | 運転資金 10年以内（据置 2年以内）
設備資金 10年以内（据置 2年以内） |
| (ニ) 償還方法 | 原則として月賦均等返済 |
| (ホ) 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 |
| (ヘ) 担保 | 取扱金融機関又は協会所定 |
| (ト) 信用保証料 | 協会所定 |

(14) 事業再生計画実施支援資金

イ 目的

(イ) 一般枠

認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。

(ロ) 感染症対応枠

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。

ロ 融資の対象

以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

- (イ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
(ロ) 認定支援機関（産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された

事業再生の計画

- (ハ) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (ニ) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (ホ) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (ヘ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- (ト) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- (チ) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- (リ) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (ヌ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (ル) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- (ヲ) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

ハ 融資の手続

融資を受けようとする中小企業者は、取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付するものとする。

- (イ) 一般枠
 - ロ (イ) から (ル) に規定する計画
- (ロ) 感染症対応枠
 - a ロ (イ) から (ル) に規定する計画
 - b 経営者保証免除対応確認書（免除対応を適用する場合）

ニ 事業再生の計画

事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (イ) 債権者間の合意がとれているもの
- (ロ) 申込人の経営に係る現況・課題・課題を踏まえた改善策
- (ハ) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

ホ 金融機関の責務及び報告

- (イ) 金融機関は中小企業者から四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。
- (ロ) 事業再生の計画がロに定める機関又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ経営支援を行うものとする。
- (ハ) 金融機関は原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を支援しなければならない。なお、当該報告がなかった場合には、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (ニ) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画がロに定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

へ 取扱期間

感染症対応枠については、令和3年4月1日から令和6年12月31日までに保証申込を

受け付したものに限る。

ト 資金の使途

運転資金及び設備資金。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。

チ 融資の条件

(イ) 一般枠

- | | | | |
|---|-------|---|-----------------|
| a | 融資限度額 | 一企業 | 8,000万円 |
| b | 融資利率 | 年 | 1.60%以内 |
| c | 償還期間 | 運転資金 | 15年以内 (据置 1年以内) |
| | | 設備資金 | 15年以内 (据置 1年以内) |
| d | 償還方法 | 原則として月賦均等返済 | |
| e | 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 | |
| f | 担保 | 必要に応じて徴求 | |
| g | 信用保証料 | 協会所定 | |
| h | その他 | 本資金は全国統一保証制度 (事業再生計画実施関連保証制度) の対象であり、事業再生計画実施関連保証制度の適用に係る手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める事業再生計画実施関連保証制度要綱によるものとする。 | |

(ロ) 感染症対応枠

- | | | | |
|---|-------|--|----------------|
| a | 融資限度額 | 一企業 | 8,000万円 |
| b | 融資利率 | 1.60%以内 | |
| c | 償還期間 | 一括返済 (運転資金・設備資金) | 1年以内 |
| | | 分割返済 (運転資金・設備資金) | 15年以内 (据置5年以内) |
| d | 償還方法 | 原則として月賦均等返済 | |
| e | 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 | |
| f | 担保 | 必要に応じて徴求 | |
| g | 信用保証料 | 責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し、0.8%とする。
責任共有制度の対象外の場合は、保証委託額に対し、1.0%とする。 | |

ただし、次のa及びbを満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより本制度における経営者保証免除対応を適用することができる。

a 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること

b 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり (役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等) について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと

- | | | | |
|---|-------|--|--|
| h | その他 | 本資金は、全国統一保証制度 (事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) 制度) の対象であり、事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) 制度の適用に係る手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める事業再生計画実施関連保証要綱 (感染症対応型) によるものとする。 | |
| i | 信用保証料 | 責任共有制度対象の場合は、0.6%に相当する額、責任共有補助制度の対象外場合は、0.8%に相当する額を国が補助する。免除対応を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乘せする。 | |

(15) 条件変更改善借換資金

イ 目的

経営者の事業改善意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者等に対し、経営改善の見込まれる事業計画を策定することを前提に長期の借換資金を融通することにより、その経営の安定に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (イ) 県制度融資資金（宮城県中小企業経営安定資金、宮城県中小企業産業振興資金、宮城県環境安全管理対策資金及び宮城県小口事業資金をいう。以下同じ。）の既往借入金の残高があること。
- (ロ) 県制度融資資金の既往借入金の全部又は一部について、返済条件の緩和（宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱に基づき条件変更措置を実行）しているもの。
- (ハ) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

ハ 資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ 融資の条件

- (イ) 融資限度額 一企業 8,000万円
- (ロ) 融資利率 10年以内 年 1.50%
10年超 年 2.00%
- (ハ) 償還期間 運転資金 15年以内（据置 1年以内。ただし、新規資金を追加する場合は据置2年以内。）
設備資金 15年以内（据置 1年以内。ただし、新規資金を追加する場合は据置2年以内。）
- (ニ) 償還方法 原則として月賦均等返済
- (ホ) 保証人 原則として法人代表者以外不要
- (ヘ) 担保 取扱金融機関又は協会所定
- (ト) 信用保証料 協会所定
- (チ) その他 本資金は全国統一保証制度（借換保証制度 IV. 条件変更改善型借換保証による借換え）の対象であり、当該借換保証制度の適用に係る手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める借換保証制度要綱によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成9年11月25日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成9年12月4日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年11月11日から施行し、平成10年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年11月25日から施行し、平成10年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年6月1日から施行し、平成12年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月16日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年12月11日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年12月19日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年8月1日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成14年10月7日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成14年11月11日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年12月31日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年11月1日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年12月16日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年12月1日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年2月14日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年10月1日（宮城県信用保証協会での保証申込受付日とする。）から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年1月7日から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る資金に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年11月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年3月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年5月2日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月27日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月12日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年2月13日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年2月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年9月20日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。ただし、第2第10号の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年11月1日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年12月15日から施行し、平成26年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度予算に係る資金に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年3月1日から施行し、平成29年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年11月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月18日から施行し、令和元年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月15日から施行し、令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月22日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証受付分から令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月22日から施行し、令和3年2月22日保証受付分から令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年8月16日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月10日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月15日から施行し、令和5年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

